

# 一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座の 考え方について

# 一般教育訓練給付の拡充に関する各種政府決定

## 「人づくり革命 基本構想」 (平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定) (抄)

### 第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

## 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

#### 1. 人づくり革命の実現と拡大

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

##### (1) 人材への投資

##### ④ リカレント教育

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み(単位累積加算制度)の活用を積極的に進める。

## 「未来投資戦略2018」 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

### 2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

#### 2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大

- ・ 「ITリテラシー」の習得等が促進されるよう、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を引き上げるなど教育訓練給付の拡充による重点的な支援を行う。

# 一般教育訓練給付金の概要

## 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

## 給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。ただし、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給した場合は支給されない。

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大20年）以内にある者

（注1） 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大19年間）を加算することができるというもの。

## （支給実績）

|        | 受給者数（人） |        | 平均支給額（円） |        | 支給金額（千円）  |        |
|--------|---------|--------|----------|--------|-----------|--------|
|        |         | （前年度比） |          | （前年度比） |           | （前年度比） |
| 平成25年度 | 135,944 | 4.4    | 34,126円  | △ 2.8  | 4,639,246 | 1.5    |
| 平成26年度 | 121,056 | △11.0  | 37,072円  | 8.6    | 4,487,765 | △ 3.3  |
| 平成27年度 | 120,117 | △0.8   | 36,963円  | △ 0.3  | 4,439,910 | △ 1.1  |
| 平成28年度 | 111,790 | △6.9   | 37,838円  | 2.4    | 4,229,898 | △4.7   |
| 平成29年度 | 99,978  | △10.6  | 38,084円  | 0.7    | 3,807,560 | △10.0  |

（注1）支給金額は業務統計値である。

# 一般教育訓練給付の対象講座の指定基準(概要)

## ○訓練内容等

- ① 公的職業資格(※1)又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの。
- ② ①に準じ、訓練効果の客観的な測定が可能であるもの(※2。主に、いわゆる民間資格の取得を目標とする講座を想定。)※趣味的・教養的な教育訓練、入門的・教養的な水準の教育訓練は除く。

## ○訓練期間等

- ① 通学制:訓練期間が1ヶ月以上1年以内かつ訓練時間が50時間以上
  - ② 通信制:訓練期間が3ヶ月以上1年以内
- ※ただし、大学院修士・博士課程や、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得等できる課程等については、3年以内かつ下限を適用しない。

## ○訓練実績

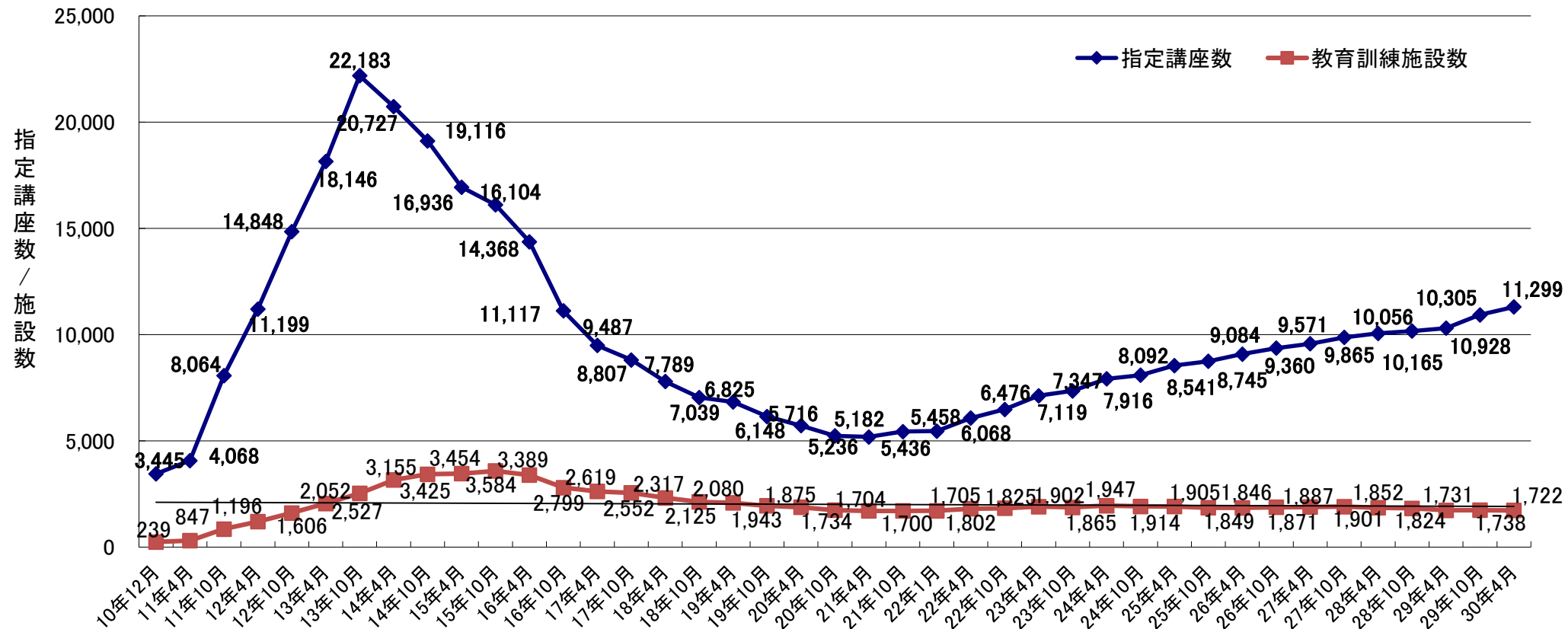
- ① 訓練内容、目標及び修了認定基準等が明確に設定されていること。
- ② 最近の年度において、同じ課程の教育訓練の実施実績があること。
- ③ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められること。(目標資格の資格試験等の受験率が50%以上、合格率が受験者全体の平均合格率の80%以上)

(※1)資格又は試験であつて国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもの。

(※2)訓練効果の客観的な測定

訓練効果の客観的な測定が可能であり、受講修了者の知識・技能の習得度の客観的把握を適切に行い得る評価制度が設けられていること。当該評価制度の公開性、実績、規模を考慮。

# 一般教育訓練給付の対象講座数の推移



## 指定基準等の主な変更点

- 平成11年6月 指定基準改正: 大学院修士課程(夜間、通信課程)を指定対象に追加
- 平成13年9月～平成13年11月 講座内容の見直し: 高等教育普通課程以上の内容を指定対象に  
大学院課程の指定範囲拡大: 夜間開講要件の撤廃等  
英語講座見直し: 英検準2級、TOEIC470点以上→準1級、TOEIC650点以上へ
- 平成14年11月 OA関係講座見直し: MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)一般→上級以上へ
- 平成15年11月 指定基準改正: 販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況、結果の把握
- 平成18年4月 語学講座見直し: 英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ
- 平成21年4月 指定基準改正: 公的職業資格について基準の緩和(下限の撤廃、上限2年→3年)

# 一般教育訓練給付の対象講座の例

## 全指定講座数：11,299講座

(平成30年4月1日指定)

### 輸送・機械運転関係（計6,066講座）

#### 【公的資格】

|               |         |
|---------------|---------|
| 大型自動車第一種免許    | 1,865講座 |
| 中型自動車第一種免許    | 1,091講座 |
| 大型自動車第二種免許    | 689講座   |
| 大型特殊自動車免許     | 609講座   |
| 普通自動車第二種免許    | 413講座   |
| 準中型自動車第一種免許   | 386講座   |
| けん引免許         | 358講座   |
| フォークリフト運転技能講習 | 233講座   |
| 小型移動式クレーン技能講習 | 99講座    |
| 車両系建設機械運転技能講習 | 78講座    |
| 玉掛技能講習        | 65講座    |
| 高所作業車運転技能講習   | 53講座    |
| 中型自動車第二種免許    | 40講座    |
| 等             |         |

### 医療・社会福祉・保健衛生関係（計2,786講座）

#### 【公的資格】

|            |       |
|------------|-------|
| 介護職員初任者研修  | 394講座 |
| 特定行為研修     | 55講座  |
| 喀痰吸引等研修修了  | 36講座  |
| 介護支援専門員    | 29講座  |
| 福祉用具専門相談員  | 29講座  |
| 登録販売者      | 9講座   |
| 実務者研修教員講習会 | 9講座   |
| 同行援護従事者    | 7講座   |
| 看護教員       | 5講座   |
| 等          |       |

#### 【民間資格】

|                    |      |
|--------------------|------|
| 医療事務検定試験           | 24講座 |
| 医療事務技能審査試験         | 11講座 |
| 医療事務管理士技能認定試験      | 7講座  |
| メンタルヘルス・マネジメント検定試験 | 6講座  |
| 医事コンピュータ技能検定試験     | 6講座  |
| 診療報酬請求事務能力認定試験     | 5講座  |
| 等                  |      |

### 専門的サービス関係（計628講座）

#### 【公的資格】

|             |       |
|-------------|-------|
| 税理士         | 249講座 |
| 宅地建物取引士資格試験 | 138講座 |
| 社会保険労務士試験   | 135講座 |
| 行政書士        | 55講座  |
| 中小企業診断士試験   | 30講座  |
| 司法書士        | 28講座  |
| FP技能検定試験    | 24講座  |
| 弁理士         | 13講座  |
| 等           |       |

#### 【民間資格】

|             |     |
|-------------|-----|
| AFP資格審査試験   | 8講座 |
| 証券アナリスト     | 8講座 |
| 米国公認会計士     | 8講座 |
| 公認内部監査人認定試験 | 5講座 |
| 等           |     |

### 情報通信関係（計349講座）

#### 【公的資格】

|             |     |
|-------------|-----|
| ウェブデザイン技能検定 | 5講座 |
| 情報処理技術者試験   | 4講座 |

#### 【民間資格】

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| Microsoft Office Specialist 2010 | 60講座 |
| Webクリエイター能力認定試験                  | 54講座 |
| Microsoft Office Specialist 2013 | 50講座 |
| Oracle認定資格                       | 23講座 |
| CAD利用技術者試験                       | 22講座 |
| シスコ技術者認定試験                       | 16講座 |
| Illustratorクリエイター能力認定試験          | 14講座 |
| VBAエキスパート                        | 13講座 |
| LPIC認定試験                         | 12講座 |
| Photoshopクリエイター能力認定試験            | 12講座 |
| Word文書処理技能認定試験                   | 8講座  |
| Excel表計算処理技能認定試験                 | 8講座  |
| 日商PC検定試験(データ活用)                  | 8講座  |
| CS技能評価試験(ワープロ部門)                 | 5講座  |
| ICTプロフィシエンシー検定試験                 | 5講座  |
| CS技能評価試験(表計算部門)                  | 5講座  |
| 建築CAD検定                          | 5講座  |
| 等                                |      |

### 技術・農業・製造関係（計269講座）

#### 【公的資格】

|                |      |
|----------------|------|
| 建築士            | 60講座 |
| 建築施工管理技術検定     | 45講座 |
| 土木施工管理技士       | 42講座 |
| 管工事施工管理技士      | 25講座 |
| 自動車整備士         | 24講座 |
| 電気主任技術者試験      | 13講座 |
| 技術士            | 11講座 |
| 電気工事施工管理技術検定試験 | 9講座  |
| 電気通信工事担任者試験    | 7講座  |
| 等              |      |

#### 【民間資格】

|                |     |
|----------------|-----|
| インテリアプランナー     | 2講座 |
| IATAディプロマ(危険物) | 1講座 |
| 日本農業技術検定       | 1講座 |
| 等              |     |

### 事務関係（計395講座）

#### 【公的資格】

|            |     |
|------------|-----|
| 通訳案内士試験・英語 | 3講座 |
|------------|-----|

#### 【民間資格】

|              |       |
|--------------|-------|
| TOEIC        | 157講座 |
| 簿記検定試験(日商簿記) | 93講座  |
| 中国語検定試験      | 27講座  |
| 日本語教育能力検定試験  | 26講座  |
| 実用英語技能検定     | 20講座  |
| 等            |       |

### その他（計806講座）

#### 【公的資格】

|           |       |
|-----------|-------|
| 修士・博士等    | 517講座 |
| 科目等履修生    | 14講座  |
| 履修証明プログラム | 7講座   |

(注)

看護師、保育士、管理栄養士など、専門実践教育訓練給付の対象となる資格(移行予定のものも含む。)については例示から除外した。



# 目標資格別受給者数（在職/離職別、上位）

|    | 在職者           |       | 離職者           |       |
|----|---------------|-------|---------------|-------|
|    |               | (人)   |               | (人)   |
| 1  | 大型自動車第一種免許    | 8,508 | 大型自動車第一種免許    | 2,561 |
| 2  | T O E I C     | 6,612 | フォークリフト運転技能講習 | 2,038 |
| 3  | 介護職員初任者研修     | 4,147 | 介護職員初任者研修     | 1,635 |
| 4  | 中型自動車第一種免許    | 3,650 | 大型自動車第二種免許    | 1,143 |
| 5  | 宅地建物取引士資格試験   | 3,006 | 大型特殊自動車免許     | 585   |
| 6  | 社会保険労務士試験     | 2,789 | 中型自動車第一種免許    | 575   |
| 7  | 介護支援専門員       | 2,258 | 医療事務技能審査試験    | 524   |
| 8  | 大型自動車第二種免許    | 1,659 | 医療事務管理士技能認定試験 | 411   |
| 9  | 産業カウンセラー試験    | 1,607 | 普通自動車第二種免許    | 409   |
| 10 | フォークリフト運転技能講習 | 1,486 | 宅地建物取引士資格試験   | 340   |
| 11 | 大型特殊自動車免許     | 1,441 | 調剤事務管理士技能認定試験 | 328   |
| 12 | けん引免許         | 1,328 | 社会保険労務士試験     | 327   |
| 13 | F P 技能検定試験    | 1,317 | けん引免許         | 289   |
| 14 | 修士            | 1,170 | 医療事務検定試験      | 286   |
| 15 | 医療事務技能審査試験    | 1,021 | F P 技能検定試験    | 244   |
| 16 | 行政書士          | 996   | 日本語教育能力検定試験   | 244   |
| 17 | 医療事務管理士技能認定試験 | 964   | T O E I C     | 202   |
| 18 | 簿記検定試験        | 945   | 産業カウンセラー試験    | 180   |
| 19 | 登録販売者         | 879   | 介護事務管理士技能認定試験 | 179   |
| 20 | 税理士           | 861   | 登録販売者         | 166   |

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=111,353)

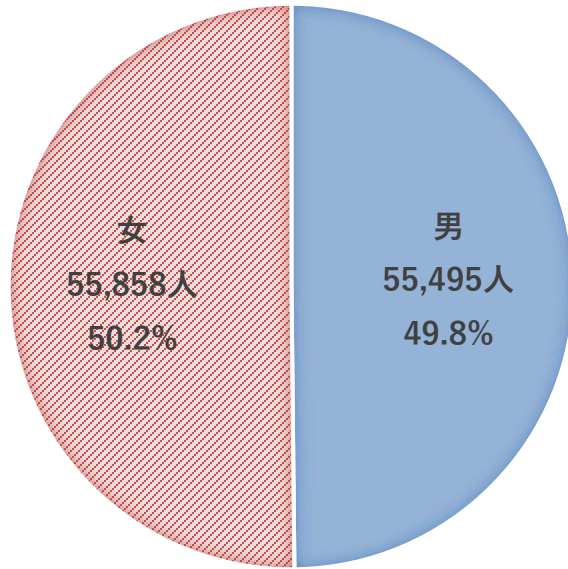
①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

※専門実践教育訓練給付制度の創設や、施行後3年後見直しに伴う指定基準等の改正により、専門実践教育訓練の指定対象として位置づけられるものは除外。

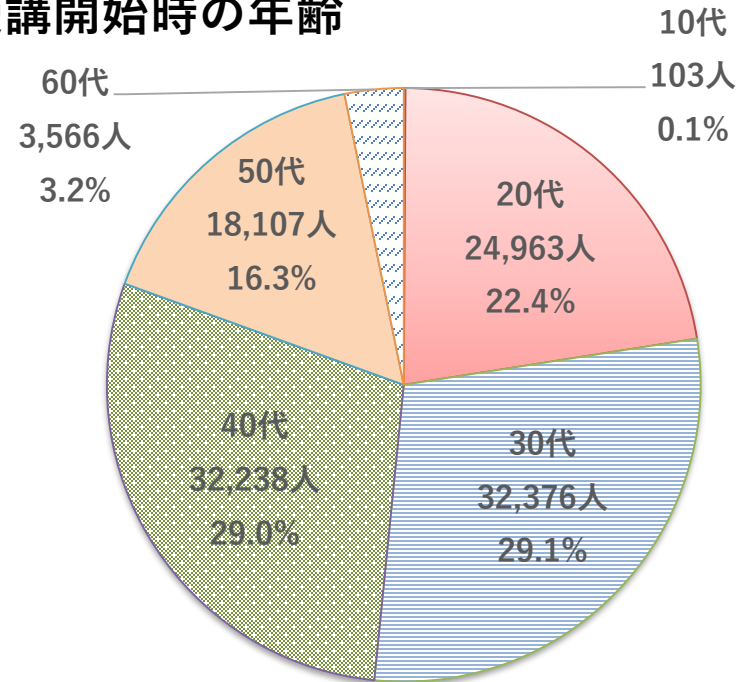
※下線のある目標資格は、在職者/離職者双方に記載があるもの。

# 一般教育訓練給付の受給者の属性

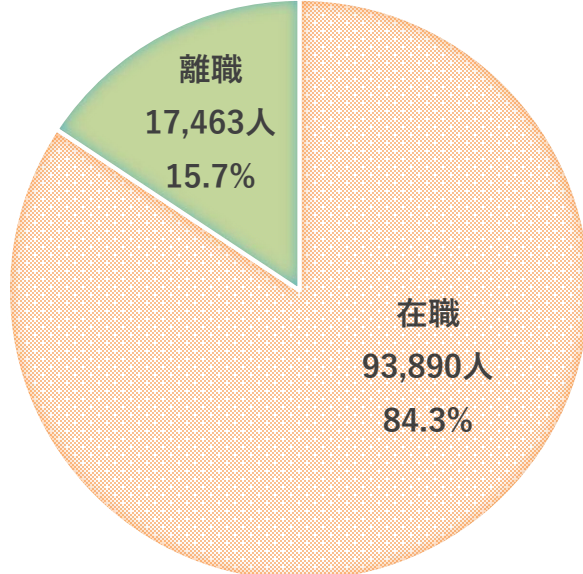
## 性別



## 受講開始時の年齢



## 受講開始時の就業状況



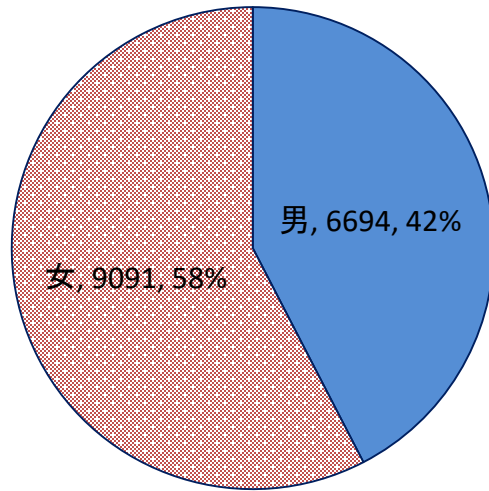
出典：雇用保険業務統計値より作成（一般教育訓練を平成28年度に修了し、一般教育訓練給付を受給した者111,353名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施）



# (参考) 専門実践教育訓練給付の受給者の属性

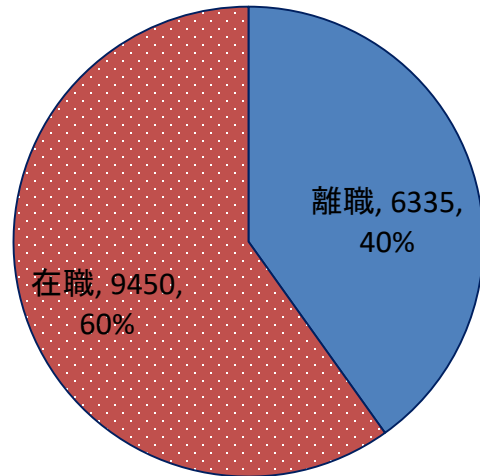
〈 再掲: 第7回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3 4. 専門実践教育訓練の受講・受給状況 〉

## 性別

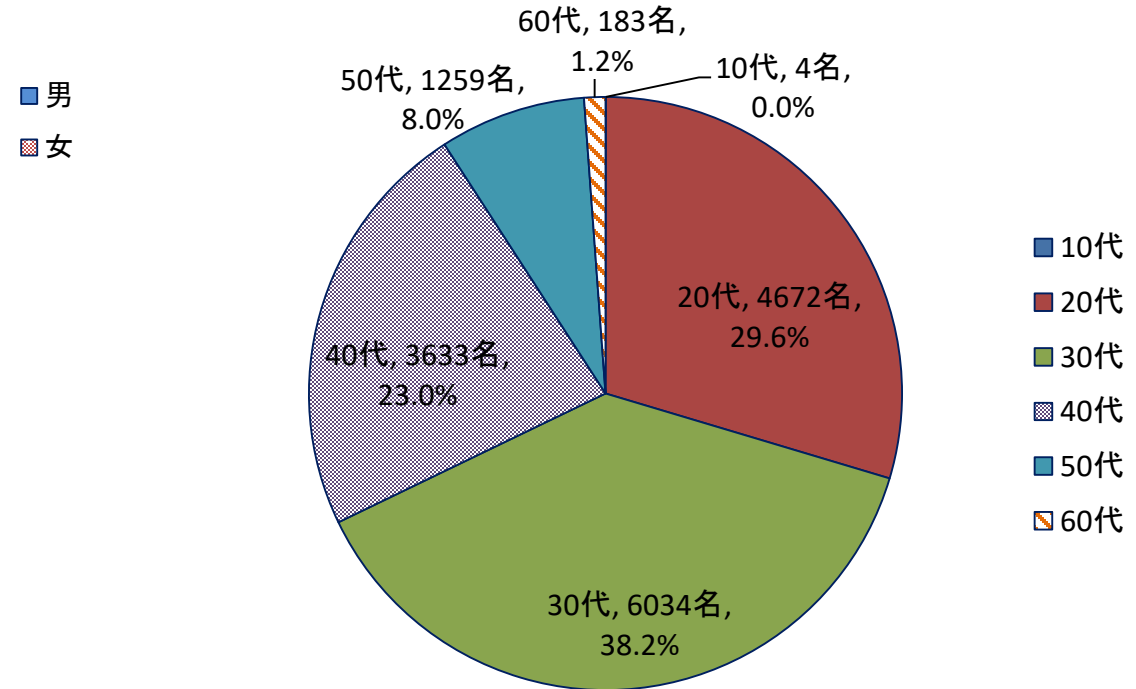


計 15,785名

## 受講開始時の就業状況



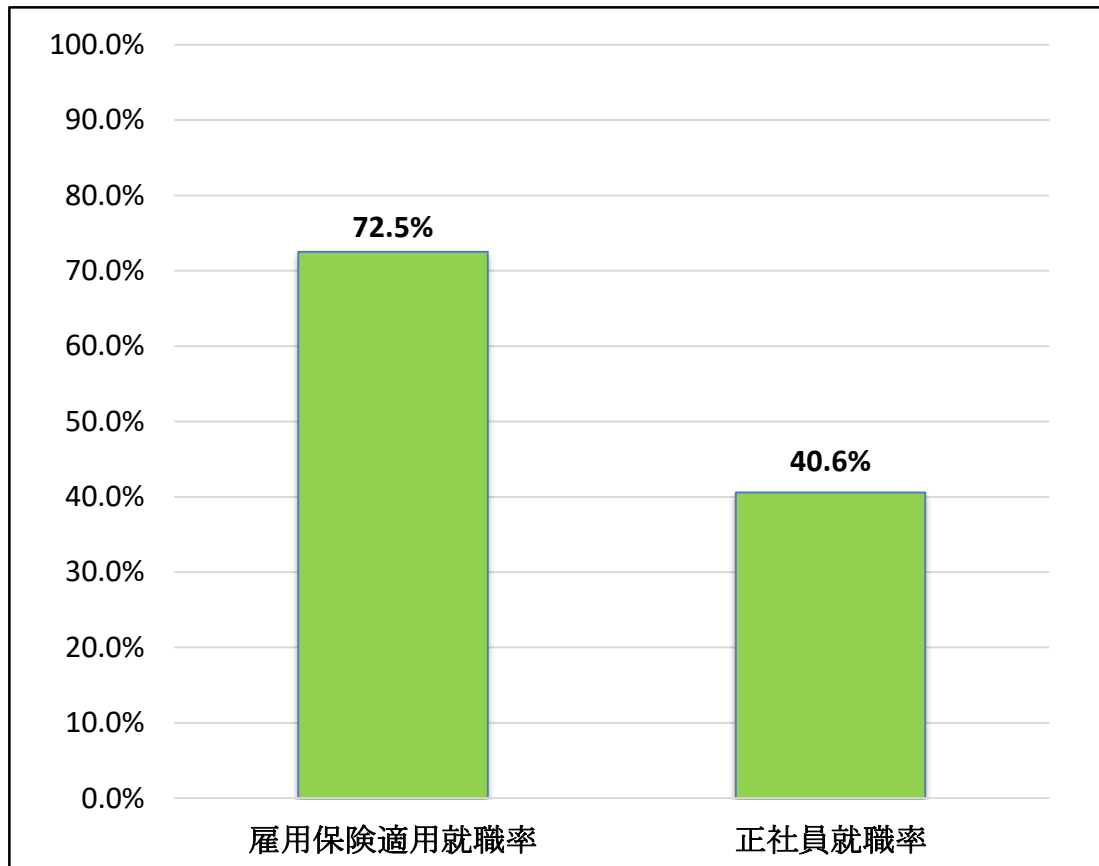
## 受講開始時の年齢



出典: 雇用保険業務統計値より作成(制度創設時~平成29年9月末時点までに専門実践教育訓練給付を受給した者15,785名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施)

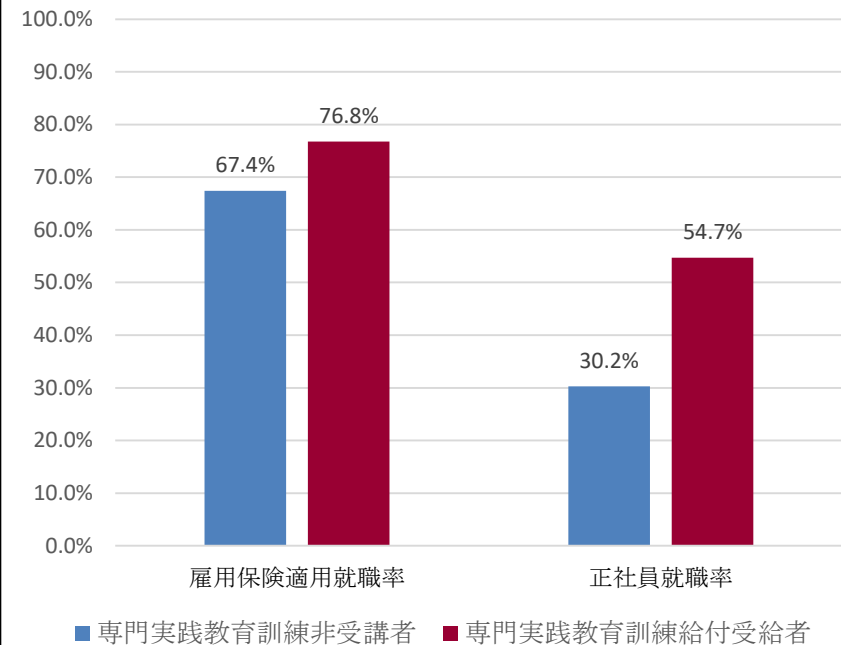
# 一般教育訓練給付の受給者(受講開始時離職者)の就職状況

## 一般教育訓練給付の受給者(※1)



## 【参考】専門実践教育訓練給付の受給者(※2)と専門実践教育訓練非受講者(※3)

〈再掲: 第3回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3【参考2】〉



(※1)「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=111,353)

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2)「専門実践教育訓練給付の受給者」は以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=1,932)

①平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給している、②訓練受講開始時に離職中であった、③平成29年3月末までに訓練を修了した

(※3)「専門実践教育訓練非受講者」は、以下の要件の全てを満たす者とする。(N=14,108,725)

①2009年4月以降に雇用保険被保険者資格を取得した、②2014年10月～2017年3月に離職した、③離職時の年齢が64歳以下であった、

④平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給していない

(※4)上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、「一般教育訓練の受給者」はH30年3月末時点、「専門実践教育訓練給付の受給者」は制度創設時～平成29年9月末時点のもの

# 資格の性質と教育訓練給付制度(専門実践教育訓練を含む)の関係

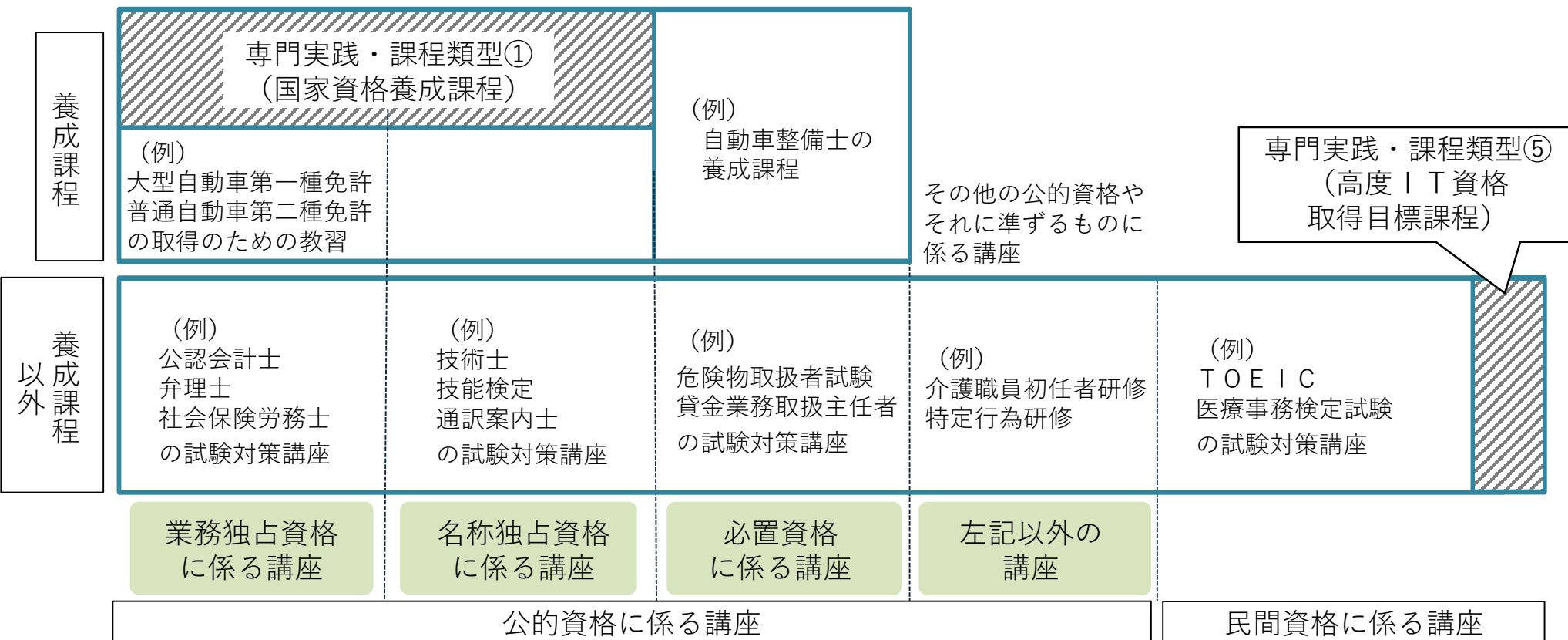
現行の一般教育訓練給付の対象講座は、資格の取得を目標とするものが主であるが、これらの講座は、以下の図のように分類することが可能。

## 【参考】

業務独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格

名称独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格

必置資格…業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの



(※)業務独占資格、名称独占資格の定義は「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」、必置資格の定義は「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」(平成23年10月総務省行政評価局。以下「行政評価局報告書」という。)による。各講座の分類については、行政評価局報告書を参照し、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

# 情報通信系資格の体系

## 情報通信系資格の位置づけ (※)

### 【ITSSのレベル階層】

|        |   |
|--------|---|
| L<br>4 | プロフェッショナルとして <b>スキルの専門分野が確立</b> し、自らのスキルを活用することによって、 <b>独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</b> 。<br>社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献しており、 <b>ハイレベルのプレーヤとして認められる</b> 。 |
| L<br>3 | <b>要求された作業を全て独力で遂行</b> する。スキルの専門分野確立を目指し、プロフェッショナルとなるために必要な応用的知識・技能を有する。  |
| L<br>2 | <b>上位者の指揮の下に、要求された作業を担当</b> する。<br>【情報処理技術者試験（基礎情報技術者試験）、oracle認定資格silver、シスコ技術者認定試験CCNA 等】   |
| L<br>1 | 情報技術に携わる者に <b>最低限必要な基礎知識</b> を有する。<br>【oracle認定資格bronze 等】  |

ITSSとの対応関係  
が把握できる資格

ITSSとの対応関係  
がない資格

合格率等の一定の要件を満たすものは、**専門実践教育訓練給付**の対象（第5類型）

合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象

教育訓練給付の**対象外**

合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象（※入門的、基礎的なものは対象外）

IT技術者向けではなく、一般的に多様な職種・業種で用いられる情報通信系資格（MOS資格、VBAエキスパート等）や、広義の意味での情報通信系資格（ウェブデザイン、CAD等）

(※)ITSSのレベル階層の定義については「ITスキル標準V3 2011 1部概要編」(独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省)、各レベルと個別の資格の対応関係については、「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会)ver10r2をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

# 人づくり革命を踏まえた新たな教育訓練の整備計画

## ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定及び「ITパスポート試験」の拡充（経済産業省）

- 今後、AI・IoT・ビッグデータ等の新技術は、幅広い業種において、サービスや製品の提供、業務の効率的な遂行等にあたり、活用が進んでいくことが見込まれる。このため、こうした新技術の利活用に関わるリテラシーを、IT技術者のみならず、あらゆる社会人にとって、身につけることが必要とされている。
- これを踏まえ、経済産業省において、AI、IoT、データ分野等で習得すべき知識等を示す「物差し」として「ITリテラシースタンダード」(ITLS)を、2018年度中に創設予定。
- あわせて、経済産業省において、このITLS「1級」(上級)レベルのリテラシーを有することを評価するものとなるよう、「ITパスポート試験」(国家試験である情報処理技術者試験の一類型)を2019年度より拡充し、企業の採用選考や従業員の処遇においてAI・IT等に関する能力の反映を促すこととしている。
- 新試験では、既存の「ITパスポート試験」から出題範囲・出題内容を抜本拡充し、特にAI、IoT、データサイエンス、情報セキュリティ等、新技術の利活用や新技術を構成する技術要素に関連する出題を強化。新試験は、2019年4月より実施予定。
- 本試験に係る養成課程の設置は予定されていないが、新資格の取得を目標とする試験対策講座が多く開講される見通し。

## 大学・専門学校等による職業実践的な短期プログラム（文部科学省）

- 社会人(在職者)の学び直しについては、学び直しのための時間の確保が大きな課題の一つであり、より短期で密度の高い教育訓練プログラムに対するニーズが高い。
- これを踏まえ、文部科学省において、学校教育法施行規則を改正し、「履修証明プログラム」(特別の課程)の訓練時間の下限を現行120時間から60時間に引き下げる予定(平成31年4月～)。
- これに伴い、社会人向け教育訓練プログラムに関する文部科学大臣認定制度である「職業実践力育成プログラム(BP)」、「キャリア形成促進プログラム」についても、認定対象を拡大し、大学や専門学校等が開講する、一定の要件を満たす社会人向けの職業実践的なプログラムであって、60時間以上120時間未満の短期プログラムについても、新たに文部科学大臣が認定を行うこととする。

- 一般教育訓練給付の給付率引上げの対象となる「キャリアアップ効果の高い講座」のあり方について、「人づくり革命基本構想」の考え方・議論の経過、また、現行の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練の実態、新たな教育訓練制度の整備の動向等も踏まえ、以下のような点から具体の検討を進めることとしてはどうか。

### (1) 給付率引上げにより支援すべき教育訓練ニーズの考え方

- 「人づくり革命基本構想」では、人生100年時代において、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるよう、リカレント教育を抜本的に拡充することとされている。
- 同構想において、リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも鍵となるもの、また、リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならないとされている。
- 専門実践教育訓練「施行後3年後見直し」に関する人材開発分科会の審議では、人手不足分野での就職に直接結びつく訓練など、社会的に人材確保・育成の要請が高い分野の受講支援を拡充すべきとの議論が行われた。
- こうした考え方のもと、リカレント教育による働く方の主体的な学び直しの支援の強化を進めるに当たり、現行制度上、最も手厚い支援制度である専門実践教育訓練給付は、中長期的なキャリア形成に資するという制度目的に鑑み、特に専門性の高い長期の訓練(代表例:医療・福祉系国家資格の養成課程)を主に対象としており、そうした訓練の分野(対象職種)や受講目的(人材像)は、労働市場全体の中では自ずと限定的。



- こうした中長期的なキャリア形成を志向する長期の訓練だけでなく、就職、また、職業の各段階でのキャリアアップに結びつく可能性の高い訓練については、より幅広い分野・形態のものを対象として、受講インセンティブを強化していく必要があると考えられる。
- 一般教育訓練給付による支援について、対象となる訓練を絞り込んだ上で拡充することとしているが、「人づくり革命基本構想」等の考え方を踏まえた以上の観点から、その対象として、次のようなニーズに応じた教育訓練の受講とすることとしてはどうか。
  - ・ 職業生涯の長期化に対応できるような教育訓練の受講  
(ミドル・シニア層のキャリアチェンジに有効な資格・スキルの取得、専門技能のブラッシュアップなど)
  - ・ 再就職や正社員就職へのチャレンジを可能とするような教育訓練の受講  
(就職実現に直結する、信頼性の高い資格、構造的な人手不足分野の資格の取得など)
  - ・ 技術革新への対応や、生産性の向上を可能とするような教育訓練の受講  
(在職者のITスキル・リテラシーの習得など)

## (2) 給付率引上げの対象となる教育訓練の具体の考え方

- 給付率の引上げの対象とする訓練は、(1)の教育訓練ニーズの考え方に即し、かつ、就職実現やキャリアアップ上の期待される効果を客観的に評価できる教育訓練とすべきではないか。
- 具体的には、一般教育訓練給付の対象となる教育訓練の中で、「人づくり革命基本構想」等に基づく訓練受講ニーズに即していると考えられるもので、①教育訓練の目標等(取得を目指す資格の性質、教育訓練の質の確保の仕組等)に照らし、就職やキャリアアップへの結びつきがより強く、かつ、②教育訓練のパフォーマンス(合格率、就職率等)が一定水準以上のものを、「キャリアアップ効果の高い講座」と捉えることとしてはどうか。

- ①について、例えば、国家資格の取得を目標とする教育訓練(専門実践教育訓練の対象となる長期の養成課程を除く)を対象とすることが考えられるのではないか。
- また、「働き方改革実現計画」や「人づくり革命基本構想」を踏まえ、社会人の学び直しの機会として新たに整備することが計画されている教育訓練についても、対象として検討することが考えられるのではないか。
- ②について、現行の専門実践教育訓練の評価方法も参照し、また、対象とする教育訓練の目的・実態等に応じ、時間数等の要件や、教育訓練のパフォーマンスを評価する指標、水準のあり方について検討する必要があるのではないか。
- 一般教育訓練の中で一定の要件を満たす講座を特定して給付率を引き上げる考え方であることから、対象講座は、課程類型を「ポジティブリスト方式」で明確化する形態が相応しいのではないか。

### (3) その他の論点

- 引き続き一般2割給付の対象となる講座と、一般高率給付の対象となる講座、専門実践教育訓練給付の対象となる講座の関係性について、可能な限り全体整合的に整理すべきではないか。
- 教育訓練受講のキャリアアップ効果を高めるための方策として、専門実践教育訓練同様、訓練前キャリアコンサルティングを活用する仕組みについて検討する必要があるのではないか。

# 教育訓練給付の各類型及び対象講座のイメージ（案）

## 教育訓練給付対象講座【雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練】

### うち、一般教育訓練

専門実践教育訓練以外の、**雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練**が指定対象

- 訓練を通じて習得する能力に関する、客観的目標が明確に設定された講座を、幅広く対象とする。

〔典型的には、国家・民間資格の取得を目標とした講座〕

- ※ 入門的・基礎的水準のものは、当然に対象外。
- ※ 短期の課程が主な対象。必然的に比較的低額な受講料水準のものが多数。

### うち、給付率引上げの対象となる訓練（「論点（案）」に即した案）

一般教育訓練の対象となり得る訓練のうち、「人づくり革命基本構想」等に基づく訓練受講ニーズに即し、かつ、**特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練**が指定対象

例えば、以下のような教育訓練を対象とすることが考え得る。

- **就職実現やキャリアチェンジに直結する**ような**信頼性・市場価値が特に高い資格**の取得に結びつくもの  
(例：国家資格の養成課程(短期)・試験対策講座、一定の要件を満たすIT資格の取得のための講座)
- 教育訓練の質や修了の効果について、**就職・キャリアアップへの結びつき等の観点から、資格の取得に準ずるものとして国が認定等を行うもの**  
(例：ITリテラシースタンダードに紐付いた新「ITパスポート」資格取得のための講座、文部科学大臣が認定する大学等の短期プログラム)

### うち、専門実践教育訓練

中長期的なキャリア形成に資する**専門的かつ実践的な教育訓練**が指定対象

その代理指標として、次のいずれかの属性を備えた課程を対象とする。

- A) **専門性の高い国家資格や、特に成長が期待される分野の高度な民間資格の取得に直結するもの**(国家資格の養成課程(長期)、高度IT資格取得目標講座)
- B) 教育訓練の質が、**技術革新、市場ニーズやその変化等にも対応した、専門性・実践性を備えたものであることについて国が認定等を行う厳格な仕組み**が具備されたもの。

文部科学大臣認定職業実践専門課程・職業実践力育成プログラム、同大臣認可専門職大学院・専門職大学等、経済産業大臣認定第四次産業革命スキル習得講座

- ※ 長期・高度な課程が主な対象。必然的に特に高額な受講料水準のものが多数。

対象となる教育訓練の基本コンセプト・具体例のイメージ

就職・在職率要件なし  
資格受験・合格率は緩やかな要件設定

訓練前カリコンは要件化せず

## 要検討

(支給要件については雇用保険部会において議論)

資格受験・合格率、就職・在職率等により  
パフォーマンスを評価

訓練前カリコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化